

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成五年広島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項並びに第四条の表の第一号及び第二号中「対象設備」を「特別償却設備」に改める。

別記様式第二号中「~~特別設備~~」を「~~特別設備~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（旧様式による用紙に関する経過措置）

2 この規則による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第二号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第二号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。